

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

また、また、大気汚染防止法第18条の15第5項、同法施行規則第16条の4第2号及び石綿障害予防規則第3条第8項に基づく調査結果について、以下の通りお知らせします。

工事件名							
調査終了年月日	令和 年 月 日			施工業者			
看板表示日	令和 年 月 日		名称				
作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		代表者氏名				
調査方法の概要	<p>調査方法</p>						
調査方法			住所				
調査個所			現場責任者	氏名 連絡場所			
	を石綿作業主任者に選任しています。						
調査結果	<p>石綿障害予防規則第27条に基づく石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。</p> <p>大気汚染防止法第18条の17及び労働安全衛生法第88条第3項に基づく届出が必要な工事には該当しませんが、その他石綿の使用状況は下記の通りです。</p> <p>(石綿含有建材の種類等)</p>						
	受講した特別の教育	の実施した講習 (令和 年 月 受講)					
	<p>発注者</p> <p>名称 名古屋市</p> <p>代表者氏名 名古屋市長</p> <p>住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</p>						
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	その他必要な事項						